

各種事業の概要

相談支援事業等(サービス利用の窓口) 1 ~ 8

児童福祉法の通所サービス(児童発達支援事業、放課後等デイサービスなど)の利用を希望される場合、また、その他子育てや幼稚園・保育園・学校などでの困りごとや生活全般に関わる各種相談を受ける相談専門の事業所です。通所サービスを利用するための利用計画の作成、定期的なモニタリングの実施、計画の見直しなどを行います。

また、区内の児童に関わる支援機関や資源のネットワーク作りに協力しています。生活の中で困っていることに対して、ふさわしい社会資源を紹介します。

※ サービス利用に必要な「児童通所受給者証」の申請方法等については「めぐろの発達支援事業所等リストブック」内で説明しています。

児童発達支援 9 ~ 22

地域の身近な専門施設として、特別な支援の必要な未就学児に療育(各児童の発達や課題に応じた支援)を提供します。

利用には、区が発行する「児童通所受給者証」が必要です

放課後等デイサービス 23 ~ 39

児童福祉法に基づき、特別な支援の必要な学校通学中の児童(小学校入学~18歳)に対し、放課後や夏休みに生活能力の向上や地域社会との交流を図る取り組みを提供し、学校教育と合わせ児童の自立を促進します。

また放課後等の居場所を提供し、学校や家庭とは異なる個々の児童の状況に応じた支援を行うことにより、その発達を促す事業です。利用には区が発行する「児童通所受給者証」が必要です。

学びのサポート 40 ~ 44

学びたい分野もペースも、お子さんにより一人ひとり違います。そんなニーズに応える学習支援の事業です。お子さんやご家族のニーズとのマッチングをご検討ください。

内容や申込み方法は事業者に直接お問い合わせください。自己負担での利用になります。

地域の居場所 45 ~ 56

自宅でも学校でもない場所で、見守ってくれる人がいて、安心してすごせるところ、子どもたちが育つためにはそんな場所も必要です。居場所の種類や目的は違うので、お子さんやご家族のニーズに合う事業を探してみてください。

目黒区による事業

子どもの放課後の居場所づくりを進めるため、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う居場所づくりをすすめています。

保育所等訪問支援事業 19 ~ 21・57

保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

移動支援事業

障害があり、一人で出かけることが難しいお子さんにヘルパーを派遣し外出を支援します。障害者総合支援法によるサービスの一つで受給者証が必要です。すべての方に該当するものではありませんが、その他の福祉サービスは、障害者支援課または①~⑥の各相談支援事業所にお問い合わせください。